私立高等学校等授業料等減免事業補助金事務取扱要領

（昭和56年６月30日総務部長決裁）

（　一部改正　平成元年６月30日）

（　一部改正　平成22年３月31日）

（　一部改正　平成22年８月25日）

（　一部改正　平成23年３月15日）

（　一部改正　平成24年10月18日）

（　一部改正　平成26年４月１日）

私立高等学校等授業料等減免事業補助金に関する事務取扱いは、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱（昭和56年岩手県告示第790号。以下「要綱」という。）によるほかこの要領によるものとする。

１　要綱第２第１項に定める生徒の保護者等は、次のとおりとする。

(1)　生徒に保護者がいる場合

保護者

　(2)　生徒に保護者がいない場合

生徒（生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

２　不慮の災害の範囲等

要綱第２第１項(1)ア及び(2)イに定める不慮の災害の範囲等は、次のとおりとする。

(1)　範囲

火災、風雪害、地震及び水害とする。

(2)　被害の程度

住居又は家財の２分の１以上を損壊または消失若しくは滅失した場合とする。

(3)　認定方法

市町村長又は消防署長が発行する罹災証明書に基づいて認定する。

(4)　減免期間

12か月を限度とする。

３　家計の急変の範囲等

要綱第２第１項(1)イ及び(2)ウに定める家計急変の範囲等は、次のとおりとする。

(1)　範囲

生徒の保護者が、勤務する会社等から解雇された場合、自ら経営する会社等が破産・倒産した場合及び不慮の事故等により死亡した場合

(2)　程度

事実発生日以降１年間の世帯収入を推計し、高等学校等就学支援金の交付に係る世帯収入が350万円未満相当と同程度の場合とする。

(3)　認定方法

事実発生日以降１年間の世帯収入の見込みにより認定する。

(4)　減免期間

事実発生日の属する月の翌月から必要な期間とする。

４　要綱第２第２項の対象となる者は、入学金納入の日において、同規定に該当する生徒とする。

　　ただし、次の者に係る入学金は対象としない。

　(1)　全日制課程の転入学者又は編入学者

　(2)　専攻科課程の入学者

　(3)　過去に同減免補助を受けたことがある者

５　前金払の額の範囲及び請求時期

要綱第５に定める前金払の額の範囲及び請求時期は、その都度定めるものとする。

６　添付書類

要綱に定める様式の添付書類は、次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要綱の様式 | 添　付　書　類 | 様　式 | 提出部数 |
| 第２号 | １　授業料減免補助対象者一覧表  ２　入学金減免補助対象者一覧表 | 別紙１  別紙２ | １部  １部 |
|  | ３　減免対象要件に該当することを証明する書類（写し） | 証明する機関の様式による | １部 |

附　則

１　この要領は、平成26年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の日の前日において現に私立高等学校等に在学する生徒に係る私立高等学校等授業料等減免事業補助金に関する事務取扱いについては、なお従前の例による。